

2025年10月1日

市区町村士会会長各位  
症例検討会座長各位

研修理学療法教育部

## 士会『承認』症例検討会生涯学習センターマニュアル

2022年4月より、後期研修のE領域別研修（事例）として、症例検討会（E-1：神経系理学療法学、E-2：運動器系理学療法学、E-3：内部障害系理学療法学）が新たに設置されております。この検討会での発表（または聴講）は、登録理学療法士取得に向けて必須となっております。

この症例検討会は、士会『主催』症例検討会と、士会『承認』症例検討会の2種類がございます。前者は、大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下、生涯学習センター）が直接開催するもので、後者は、下記の開催要件を満たし、生涯学習センターの承認を得て、所属施設・市区町村士会等で開催するものです。

士会『承認』症例検討会について、生涯学習センターでは、承認作業と生涯学習センターホームページでの開催案内を行います。実際の運営（発表者・聴講者の募集、履修登録）は、下記マニュアル「E領域別研修（事例）士会『承認』症例検討会実施マニュアル（開催者（座長用））」に沿って座長をお願いいたします。

【開催要件】★以下すべての要件を満たす必要があります。

1. 開催者である座長が事前に所属する士会（生涯学習センター）に申請し、承認を受けること（承認を得ていないものは対象外）。
2. 必ず選択する講義テーマ（後期研修 E1～E3）に応じた内容で開催すること。
3. 1症例ごとに発表者、聴講者の履修管理ができること。
4. 1症例の発表（質疑応答を含む）時間は、推奨時間（30分以上）で開催すること。
5. 座長は「登録理学療法士」であること（休会者および会員権利停止者は対象外）。  
発表者は後期研修履修者以外でも可能（後期研修履修者以外のコマの付与はなし）。
6. 履修コマ数は「1回の発表で1コマ」「1回の聴講で1／3コマ（3回の聴講で1コマ）」とすること。
7. 参加費を徴収しない（無料で開催する）こと。
8. オンライン開催も可能とするが、以下すべての要件を満たすこと
  - (1) 参加（聴講・発表）者の管理ができること。
  - (2) 双方向により質疑応答等の疎通が可能であること。

【実施マニュアル】

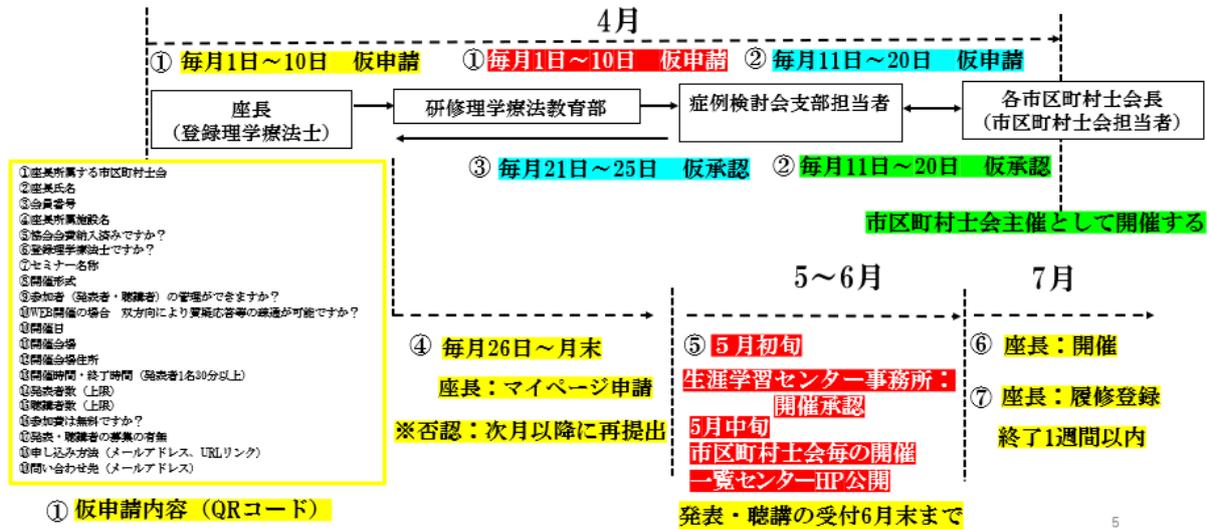


[https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/asset/pdf/shourei\\_kenntou\\_manual\\_20250701.pdf](https://www.japanpt.or.jp/pt/lifelonglearning/asset/pdf/shourei_kenntou_manual_20250701.pdf)

E領域別研修（事例）士会『承認』症例検討会実施マニュアル（開催者（座長用））

# 士会『承認』症例検討会の申請の流れについて

▶ 申請の流れ（4月申請の場合は、3ヶ月後の7月開催）



## 士会『承認』症例検討会の申請の流れ

### 【開催者（座長）の申請手順】

最初に生涯学習センターへ申請して承認後、次に、ご自身のマイページから日本理学療法士協会へ申請するという2つの申請が必要となる。

### < 3カ月前：生涯学習センターへの申請～承認 >

- ① 毎月1日～10日（午前9:00厳守：それ以降は次月申請）に生涯学習センターホームページに掲載される申請フォーム（QRコード）から申請を行う。
- ② 施設外部から発表者・聴講者を募集する際は、募集のURLリンクを作成し、申請フォームに入力することを推奨する。
- ③ 1症例ごとに発表者、聴講者の履修管理ができるよう運営準備をする。WEB開催においても参加（聴講・発表）者の管理ができ、双方向により質疑応答等の疎通が可能であるよう運営準備をする。
- ④ 毎月21日～25日に、支部担当者から、承認・否認の結果がメールにて届く。

### < 日本理学療法士協会への申請 >

- ① センターからの承認を受けた座長は、承認月の26日～月末の期間に「E領域別研修（事例）士会『承認』症例検討会実施マニュアル（開催者（座長用））」に沿ってマイページに登録申請を行う。否認の場合は、次月以降に否認事項を修正し再度申請を行う（この場合、開催は再申請から3か月後となる）。
- ② 発表者・聴講者の受付・管理等、開催の準備を行う。
- ③ 協会の開催要件（前述）に則り症例検討会を開催する。開催に関して、生涯学習センターからの独自要件は設けていない。

\*申請後に中止等の変更がある際、座長は、マイページでの中止の申請を行い発表者・聴講者へ中止の連絡を行う。また、センターホームページで発表者・聴講者の外部募集を行っている場合、研修理学療法教育部担当者にメールにて中止の連絡を入れる。

- ④症例検討会終了1週間以内に実施マニュアル（前述）に沿って速やかに履修登録を行う。履修登録に当たっては、ダブルチェックなどを行い、正確な登録を行う。
- ⑤症例検討会の発表については、日本理学療法士協会の「症例検討会 発表にあたって ー第1版ー」を参照する。



[https://pt-osk.or.jp/img/download/approval/manual\\_document.pdf](https://pt-osk.or.jp/img/download/approval/manual_document.pdf)

症例検討会 発表にあたって ー第1版ー

【各市区町村士会長の対応】

- ①各市区町村士会会長へは、毎月11日～20日に、支部担当者より3か月後の開催申請データ一覧がメールにて届く。
- ②各市区町村士会会長は、申請データが開催要件に沿っているか確認後、承認・否認を決定し申請データに追記し、支部担当者に返信する。

お問合せ先

研修理学療法教育部 「承認」症例検討会担当 kensyurigaku@gmail.com

以上